

特別区（東京23区）職員
経験者 採用試験・選考案内

◆この採用試験・選考は、民間企業等での有用な職務経験を有する方を、即戦力として特別区政にいかすことを目的に、特別区、特別区人事・厚生事務組合、特別区競馬組合及び東京二十三区清掃一部事務組合（以下「特別区等」という。）が採用する職員の採用候補者及び合格者を決定するために実施するものです。

- ◆「経験者採用試験・選考」と、「就職氷河期世代を対象とする採用試験」を重複して申し込むことはできません（重複申込みは、受信の早いもののみ受理します。）。
- ◆今年度の「Ⅰ類採用試験【一般方式】又は【土木・建築新方式】」に申し込んだ人は、試験区分や受験の有無に関わらず、今回実施する「経験者採用試験・選考」に申し込むことはできません。（併願不可）

1 主な日程（全採用区分、試験・選考区分共通）

申込受付期間	6月23日（木）午前10時 から 7月14日（木）午後5時まで（受信有効） 注意事項 インターネット申込みにより、時間に余裕をもって申し込んでください。 第2次試験・選考（口述試験）で参考資料として使用する「職務経歴書」も申込時に入力をさせていただきます。 ※使用可能機器等の注意事項については、申込画面の案内をご確認ください。
第1次試験・選考	◆試験・選考日 9月4日（日）午前9時30分集合 ～ 午後4時45分終了予定 （「児童福祉」「児童指導」「児童心理」は午後0時5分終了予定） ◆合格発表日 10月21日（金）午前10時
第2次試験・選考	◆試験・選考日 10月29日（土）、30日（日）、11月5日（土）、6日（日）のうち指定する1日
最終合格発表	◆合格発表日 11月18日（金）午前10時

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況等によっては、試験・選考日程等が変更になる可能性があります。
最新の情報は、特別区人事委員会ホームページ（以下「ホームページ」という。）等をご確認ください。

2 採用区分、試験・選考区分及び採用予定数

採用区分	1級職	2級職（主任）	3級職（係長級）
試験・選考区分	係員の業務を行う職	係長職への昇任を前提とした 係長職を補佐する職	係長、担当係長、主査又は これに相当する職
事 務	143名程度	63名程度	
土木造園（土木）	16名程度	7名程度	
建 築	14名程度	11名程度	
機 械	10名程度		
電 気	10名程度		
福 祉	21名程度	15名程度	
児童相談所等での経験を求める採用試験・選考			
児童福祉	15名程度	19名程度	8名程度
児童指導	11名程度	5名程度	4名程度
児童心理	8名程度	12名程度	6名程度

※すべての採用区分、試験・選考区分において、重複して申し込むことはできません。

＜児童相談所等での経験を求める採用試験・選考とは＞

- 児童相談所（一時保護所を含む。）の円滑な開設・運営に向けた体制の強化を図るため、児童相談所等での有用かつ専門的な職務経験を有する人材を確保することを目的として実施します。
- 受験資格や第1次試験・選考の内容等が他の試験・選考と異なります。詳細は2ページ以降を確認してください。

3 受験資格

以下の(1)～(6)の要件をすべて満たす人が受験できます。ただし、すべてを満たす人でも、地方公務員法等で競争試験・選考を受けることができないとされる人(12ページ参照)は受験できません。

- (1) 昭和38年4月2日以降に生まれた人
- (2) 活字印刷文による出題に対応できる人
ただし、「事務」の試験・選考区分においては、点字による出題に対応できる人も受験できます。
- (3) 日本国籍を有する人
ただし、「福祉」「児童福祉」「児童指導」「児童心理」の試験・選考区分については、日本国籍を有しない人も受験できます。受験できる日本国籍を有しない人の範囲は、「出入国管理及び難民認定法別表第二(永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者)に掲げる在留資格を有する人及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」とします。
- (4) 現に特別区等の職員でない人
ただし、現に特別区等の職員で、教育公務員、特別職非常勤職員、臨時的任用職員、会計年度任用職員又は「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」若しくは「地方公務員の育児休業等に関する法律」の規定に基づき採用されている任期付職員は受験できます。
- (5) 民間企業等における業務従事歴が下記の年数以上(令和5年3月31日現在)ある人

【1級職】	直近10年中	4年	(平成25年4月1日以降で4年)
【2級職(主任)】	直近14年中	8年	(平成21年4月1日以降で8年)
【3級職(係長級)】	直近18年中	12年	(平成17年4月1日以降で12年)

ア 会社員又は自営業者等として、1つの事業に週29時間以上従事した経験が必要です。
 イ 満22歳に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以降の期間に限りです。
 ウ 【1級職】は、1つの民間企業等での継続した経験のみを対象とします。複数の民間企業等での経験は通算できません。
 【2級職(主任)】は、1年以上の期間について、複数の民間企業等での経験を通算できます。ただし、そのうち1カ所は、継続した4年以上の経験を有することが必要です。
 エ 児童相談所等での経験を求める試験・選考区分(児童福祉、児童指導、児童心理)については、すべての採用区分において、1年以上の期間を通算できます。継続した4年以上の経験は必要ありません。
 オ 「事務」以外の試験・選考区分については、それぞれの『試験・選考区分に関連した業務』の業務従事歴が対象です。詳細は3～5ページの各試験・選考区分の「必要な業務従事歴」欄を確認してください。
 ※業務従事歴の有無、計算方法については、**●よくある質問**(10～11ページ)を参照してください。
- (6) 「福祉」「児童福祉」「児童指導」「児童心理」の試験・選考区分については、必要な資格等を有する人
詳細は4～5ページの各試験・選考区分の「資格・免許・経歴」の欄を確認してください。

参考 主な職務内容及び勤務予定先

試験・選考区分	主な職務内容	主な勤務予定先(例示)
事務	企画調整業務、システム関連業務、広報広聴関連業務、産業振興関連業務、教育関連業務、福祉関連業務、公会計事務等	本庁各課、出張所、保健所、福祉事務所
土木造園(土木)	道路・橋梁・公園等インフラ施設の設計・施工監理業務、都市計画等の企画・調査・調整等	都市計画課、都市整備課、土木工事課、道路整備課
建築	建築審査・構造審査、施設の改修改築設計・施工監理業務、施設営繕業務、施設管理分野、まちづくり等	都市計画課、都市整備課、建築課、営繕課
機械	機械設備の計画・設計・施工・監督・維持管理業務等	建築課、営繕課、環境課、清掃工場
電気	電気設備の計画・設計・施工・監督・維持管理業務等	建築課、営繕課、清掃工場
福祉	児童・高齢者・心身障害者等に対する相談援助業務、各種事業の企画・立案・実施、生活保護ケースワーカー等	福祉事務所、高齢福祉課、子ども家庭支援センター、心身障害者福祉センター、児童相談所、一時保護所
児童福祉	児童の福祉に関する相談対応、児童・保護者・関係者等への支援・指導等	児童相談所、一時保護所、子ども家庭支援センター
児童指導	一時保護している児童の生活指導・学習指導・行動観察・行動診断等	児童相談所、一時保護所、子ども家庭支援センター
児童心理	児童・保護者等に対する心理診断・心理療法・カウンセリング等	児童相談所、一時保護所、子ども家庭支援センター

※清掃工場や児童相談所など配属先や職務内容により、交代制勤務や夜間勤務の可能性あります。

4 採用予定及び必要な業務従事歴等

表の説明

採用予定は、令和4年6月1日現在のもので、変更することがあります。

- ・若干名…令和5年度の採用予定数が、1～4名程度であることを示します。
- ・○ 印…令和5年度に採用を予定していることを示します。
- ・無 印…令和5年度に採用を予定していないことを示します（今後採用の必要が生じた場合は採用を行うこともあります。）。
- ・人厚組合 特別区人事・厚生事務組合／ 競馬組合 特別区競馬組合／ 清掃組合 東京二十三区清掃一部事務組合

事 務													
1 級職 採用予定数 143 名程度	千代田区	中央区	港 区	新宿区	文京区	台東区	墨田区	江東区	品川区	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区
	9	5	5	7			若干名	若干名	5	6	若干名	若干名	若干名
	中野区	杉並区	豊島区	北 区	荒川区	板橋区	練馬区	足立区	葛飾区	江戸川区	人厚組合	競馬組合	清掃組合
2 級職（主任） 採用予定数 63 名程度	千代田区	中央区	港 区	新宿区	文京区	台東区	墨田区	江東区	品川区	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区
			若干名			6			若干名	若干名		若干名	若干名
	中野区	杉並区	豊島区	北 区	荒川区	板橋区	練馬区	足立区	葛飾区	江戸川区	人厚組合	競馬組合	清掃組合
	5	5	8	若干名	若干名	若干名	18			若干名			

土木造園（土木）

必要な業務従事歴	道路・橋梁・公園等インフラ施設の設計・施工監理業務、都市計画等の企画・調査・調整等に関連した業務												
1 級職 採用予定数 16 名程度	千代田区	中央区	港 区	新宿区	文京区	台東区	墨田区	江東区	品川区	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区
		○					○		○		○		
	中野区	杉並区	豊島区	北 区	荒川区	板橋区	練馬区	足立区	葛飾区	江戸川区	人厚組合	競馬組合	清掃組合
2 級職（主任） 採用予定数 7 名程度	千代田区	中央区	港 区	新宿区	文京区	台東区	墨田区	江東区	品川区	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区
						○						○	○
	中野区	杉並区	豊島区	北 区	荒川区	板橋区	練馬区	足立区	葛飾区	江戸川区	人厚組合	競馬組合	清掃組合
	○				○					○			

建 築

必要な業務従事歴	建築審査・構造審査、施設の改修改築設計・施工監理業務、施設営繕業務、施設管理分野、まちづくり等に関連した業務												
1 級職 採用予定数 14 名程度	千代田区	中央区	港 区	新宿区	文京区	台東区	墨田区	江東区	品川区	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区
		○							○				
	中野区	杉並区	豊島区	北 区	荒川区	板橋区	練馬区	足立区	葛飾区	江戸川区	人厚組合	競馬組合	清掃組合
2 級職（主任） 採用予定数 11 名程度	千代田区	中央区	港 区	新宿区	文京区	台東区	墨田区	江東区	品川区	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区
						○			○			○	
	中野区	杉並区	豊島区	北 区	荒川区	板橋区	練馬区	足立区	葛飾区	江戸川区	人厚組合	競馬組合	清掃組合
		○			○	○	○		○				○

機 械

必要な業務従事歴	機械設備の計画・設計・施工・監督・維持管理業務等に関連した業務												
1 級職 採用予定数 10 名程度	千代田区	中央区	港 区	新宿区	文京区	台東区	墨田区	江東区	品川区	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区
									○			○	
	中野区	杉並区	豊島区	北 区	荒川区	板橋区	練馬区	足立区	葛飾区	江戸川区	人厚組合	競馬組合	清掃組合
		○											○

電 気

必要な業務従事歴	電気設備の計画・設計・施工・監督・維持管理業務等に関連した業務												
1 級職 採用予定数 10 名程度	千代田区	中央区	港 区	新宿区	文京区	台東区	墨田区	江東区	品川区	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区
						○						○	
	中野区	杉並区	豊島区	北 区	荒川区	板橋区	練馬区	足立区	葛飾区	江戸川区	人厚組合	競馬組合	清掃組合
	○	○						○					○

福 祉

必要な業務従事歴	社会福祉施設等での相談援助業務 「社会福祉施設等」の例・・・児童福祉施設、高齢者福祉施設、障害者福祉施設、精神保健福祉施設、医療機関、児童相談所、一時保護所 等 「相談援助業務」とは・・・ケアマネージャー、ソーシャルワーカー、生活相談員、支援相談員、児童福祉司等の、児童・高齢者・障害者等に対する相談対応・指導に従事する業務 ※保育所で保育士として従事した期間は、業務従事歴に含みません。												
資格・免許・経歴	社会福祉士若しくは児童指導員の資格を有する人又は保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている人（取得・登録後の期間が業務従事歴の対象）												
1 級職 採用予定数 21 名程度	千代田区	中央区	港 区	新宿区	文京区	台東区	墨田区	江東区	品川区	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区
			○						○		○		○
	中野区	杉並区	豊島区	北 区	荒川区	板橋区	練馬区	足立区	葛飾区	江戸川区	人厚組合	競馬組合	清掃組合
	○	○		○			○	○	○	○			
2 級職（主任） 採用予定数 15 名程度	千代田区	中央区	港 区	新宿区	文京区	台東区	墨田区	江東区	品川区	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区
	○					○			○		○	○	○
	中野区	杉並区	豊島区	北 区	荒川区	板橋区	練馬区	足立区	葛飾区	江戸川区	人厚組合	競馬組合	清掃組合
	○	○					○		○	○			

※保育所で保育士としての勤務を希望する人は、各区で実施する「福祉（Ⅱ類）」採用選考を受験してください。

児童福祉

必要な業務従事歴 ※1年以上の期間について通算可	社会福祉施設等での相談援助業務 「社会福祉施設等」の例・・・児童福祉施設、高齢者福祉施設、障害者福祉施設、精神保健福祉施設、医療機関、児童相談所、一時保護所 等 「相談援助業務」とは・・・ケアマネージャー、ソーシャルワーカー、生活相談員、支援相談員、児童福祉司等の、児童・高齢者・障害者等に対する相談対応・指導に従事する業務 ※保育所で保育士として従事した期間は、業務従事歴に含みません。												
児童相談所等における業務従事歴 ※1年以上の期間について通算可	2 ページ「3 受験資格」の(5)民間企業等における業務従事歴のうち、児童相談所（一時保護所を含む。）又は児童福祉施設における相談援助業務の経験が下記の年数以上 【1 級職】 2 年 【2 級職（主任）】 3 年 【3 級職（係長級）】 5 年												
資格・免許・経歴	社会福祉士若しくは児童指導員の資格を有する人又は保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている人（取得・登録後の期間が業務従事歴の対象）												
1 級職 採用予定数 15 名程度	千代田区	中央区	港 区	新宿区	文京区	台東区	墨田区	江東区	品川区	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区
	○		○	○					○	○			
	中野区	杉並区	豊島区	北 区	荒川区	板橋区	練馬区	足立区	葛飾区	江戸川区	人厚組合	競馬組合	清掃組合
	○	○		○	○				○				
2 級職（主任） 採用予定数 19 名程度	千代田区	中央区	港 区	新宿区	文京区	台東区	墨田区	江東区	品川区	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区
			○	○	○	○		○	○			○	
	中野区	杉並区	豊島区	北 区	荒川区	板橋区	練馬区	足立区	葛飾区	江戸川区	人厚組合	競馬組合	清掃組合
	○	○		○					○				
3 級職（係長級） 採用予定数 8 名程度	千代田区	中央区	港 区	新宿区	文京区	台東区	墨田区	江東区	品川区	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区
			○						○			○	
	中野区	杉並区	豊島区	北 区	荒川区	板橋区	練馬区	足立区	葛飾区	江戸川区	人厚組合	競馬組合	清掃組合
		○							○				

児童指導

必要な業務従事歴 ※1年以上の期間について通算可	社会福祉施設等での 相談援助業務 又は 直接処遇業務 「社会福祉施設等」の例…児童福祉施設、高齢者福祉施設、障害者福祉施設、精神保健福祉施設、医療機関、児童相談所、一時保護所 等 「相談援助業務」とは…ケアマネージャー、ソーシャルワーカー、生活相談員、支援相談員、児童福祉司等の、児童・高齢者・障害者等に対する相談対応・指導に従事する業務 「直接処遇業務」とは…保育士、児童指導員、児童自立支援専門員、介護福祉士等の、保育・指導・介護・看護等に従事する業務 ※保育所で保育士として従事した期間も、業務従事歴に含みます。												
児童相談所等における業務従事歴 ※1年以上の期間について通算可	2 ページ「3 受験資格」の(5)民間企業等における業務従事歴のうち、児童相談所の一時保護所、児童養護施設又は児童自立支援施設における 直接処遇業務の経験 が下記の年数以上 【1 級職】 2 年 【2 級職（主任）】 3 年 【3 級職（係長級）】 5 年												
資格・免許・経歴	社会福祉士若しくは児童指導員の資格を有する人又は保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている人（取得・登録後の期間が業務従事歴の対象）												
1 級職 採用予定数 11 名程度	千代田区	中央区	港区	新宿区	文京区	台東区	墨田区	江東区	品川区	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区
				○					○				
	中野区	杉並区	豊島区	北区	荒川区	板橋区	練馬区	足立区	葛飾区	江戸川区	人厚組合	競馬組合	清掃組合
	○	○	○						○				
2 級職（主任） 採用予定数 5 名程度	千代田区	中央区	港区	新宿区	文京区	台東区	墨田区	江東区	品川区	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区
					○				○				
	中野区	杉並区	豊島区	北区	荒川区	板橋区	練馬区	足立区	葛飾区	江戸川区	人厚組合	競馬組合	清掃組合
		○							○				
3 級職（係長級） 採用予定数 4 名程度	千代田区	中央区	港区	新宿区	文京区	台東区	墨田区	江東区	品川区	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区
									○				
	中野区	杉並区	豊島区	北区	荒川区	板橋区	練馬区	足立区	葛飾区	江戸川区	人厚組合	競馬組合	清掃組合
									○				

児童心理

必要な業務従事歴 ※1年以上の期間について通算可	心理に関する業務 「心理に関する業務」とは…児童心理司、臨床心理士、公認心理師、スクールカウンセラー等の、心理に関する相談対応・指導等に従事する業務												
児童相談所等における業務従事歴 ※1年以上の期間について通算可	2 ページ「3 受験資格」の(5)民間企業等における業務従事歴のうち、児童相談所（一時保護所を含む。）等の福祉、医療、司法又は教育に関する機関や施設における 心理判定、心理療法又はカウンセリングの業務の経験 が下記の年数以上 【1 級職】 2 年 【2 級職（主任）】 3 年 【3 級職（係長級）】 5 年												
資格・免許・経歴	学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）の心理学科を卒業した人又はこれに相当する人（卒業後の期間が業務従事歴の対象） なお、「これに相当する人」とは、大学において心理学科に類する学科・専攻・コース等を卒業した人又は大学院において心理学を専攻する課程若しくはこれに類する課程を修了した人を指します。												
1 級職 採用予定数 8 名程度	千代田区	中央区	港区	新宿区	文京区	台東区	墨田区	江東区	品川区	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区
				○	○				○				
	中野区	杉並区	豊島区	北区	荒川区	板橋区	練馬区	足立区	葛飾区	江戸川区	人厚組合	競馬組合	清掃組合
	○	○		○	○				○				
2 級職（主任） 採用予定数 12 名程度	千代田区	中央区	港区	新宿区	文京区	台東区	墨田区	江東区	品川区	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区
			○	○				○	○	○		○	
	中野区	杉並区	豊島区	北区	荒川区	板橋区	練馬区	足立区	葛飾区	江戸川区	人厚組合	競馬組合	清掃組合
	○	○							○				
3 級職（係長級） 採用予定数 6 名程度	千代田区	中央区	港区	新宿区	文京区	台東区	墨田区	江東区	品川区	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区
									○			○	
	中野区	杉並区	豊島区	北区	荒川区	板橋区	練馬区	足立区	葛飾区	江戸川区	人厚組合	競馬組合	清掃組合
		○							○				

5 試験・選考の内容及び合格発表

第 1 次 試 験 ・ 選 考			
日 時	9 月 4 日 (日) 午前 9 時 30 分集合 ～ 午後 4 時 45 分終了予定 (「児童福祉」「児童指導」「児童心理」は午後 0 時 5 分終了予定)		
会 場	原則として都内		
	◆8 月 10 日 (水) 午前 10 時以降に交付する受験票で試験・選考会場を通知します。 ◆指定された試験・選考会場の変更はできません。 ◆試験・選考会場及び会場の最寄駅付近で、有料で可否の連絡を請け負う業者が勧誘を行っていることがありますが、当人事委員会とは一切関係ありません (試験・選考当日に当人事委員会が現金を請求することはありません。)。		
方 法	試験・選考区分	内 容	
	事務 土木建築 機械電気 福祉	教 養 試 験 (1 時間 45 分)	【1 級職】 一般教養についての五肢択一式 (45 題中 35 題解答) ①知能分野 (24 題必須解答) 文章理解 (英文を含む。)、判断推理、数的処理、資料解釈及び空間把握 ②知識分野 (6 題必須解答) 社会事情 ③知識分野 (15 題中 5 題選択解答) 人文科学、社会科学及び自然科学 【2 級職 (主任)】 一般教養についての五肢択一式 (44 題中 35 題解答) ①知能分野 (26 題必須解答) 文章理解 (英文を含む。)、判断推理、数的処理、資料解釈及び空間把握 ②知識分野 (6 題必須解答) 社会事情 ③知識分野 (12 題中 3 題選択解答) 人文科学、社会科学及び自然科学
		職務経験論文 (1 時間 30 分)	課題式 (1 題必須解答) 字数は 1,200 字以上 1,500 字程度
		課題式論文 (1 時間 30 分)	課題式 (2 題中 1 題選択解答) 字数は 1,200 字以上 1,500 字程度
	児童福祉 児童指導 児童心理	教 養 試 験	実施しません
		職務経験論文 (1 時間 30 分)	他の試験・選考区分と同じ問題です
		課題式論文	実施しません
	◆教養試験を実施する試験・選考区分においては、教養試験の成績が一定点に達しない場合、職務経験論文及び課題式論文は採点の対象となりません。 ◆第 1 次試験・選考の合格者は、論文の総合成績により決定します。 ◆試験・選考問題は、持ち帰ってください。 ◆五肢択一式問題の正答は、第 1 次試験・選考終了後に公表します。予定日時は次のとおりです。 ①ホームページ 9 月 12 日 (月) 午前 10 時 から 9 月 20 日 (火) 午前 10 時まで ②各区役所及び特別区自治情報・交流センター (東京区政会館 4 階) (各試験・選考問題の閲覧も可) 9 月 13 日 (火) 以降 ◆過去の試験・選考問題及び五肢択一式問題の正答は、各区役所及び特別区自治情報・交流センター (東京区政会館 4 階) で閲覧できます。 また、試験・選考問題は、ホームページにも掲載しています (ただし、著作権等により掲載していない問題もあります。)。なお、当該年度に試験・選考を行っていない試験・選考区分については、掲載していません。		
	10 月 21 日 (金) 午前 10 時		
	◆合格発表方法 (窓口等への掲示は行いません。) ・ホームページ (合格者の受験番号を掲載) ・郵送 (第 1 次試験・選考の受験者全員に、可否の結果を通知) 10 月 24 日 (月) までに届かない場合は、10 月 25 日 (火) 以降に特別区人事委員会事務局任用課に照会してください。 ◆不合格の場合は、希望者に対し、総合得点及び順位を通知します。		

第 2 次 試 験 ・ 選 考

日 時	10 月 29 日（土）、30 日（日）、11 月 5 日（土）、6 日（日）のうち指定する 1 日 ※指定された日時の変更はできません。
会 場	原則として都内 ◆試験・選考日、集合時間及び試験・選考会場は、第 1 次試験・選考結果通知と併せてお知らせします。
方 法	口述試験 人物、職務経験及び職務に関連する知識等についての個別面接
最 終 合 格 発 表	
日 時	11 月 18 日（金）午前 10 時
方 法	◆第 1 次試験・選考、第 2 次試験・選考及び資格審査の結果を総合的に判定し、最終合格者を決定します。 ◆合格発表方法（窓口等への掲示は行いません。） ・ホームページ（合格者の受験番号を掲載） ・郵送（第 2 次試験・選考の受験者全員に、可否の結果を通知） ◆希望者に対し、第 1 次試験・選考と第 2 次試験・選考の総合得点及び順位を通知します。ただし、【2 級職（主任）】及び【3 級職（係長級）】については、希望者のうち不合格者にもみ通知します。

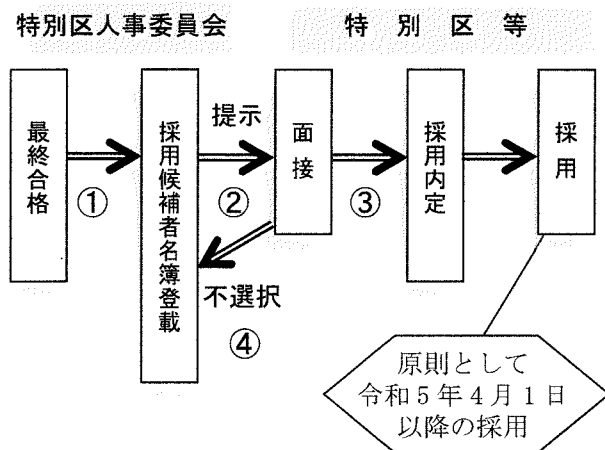
※個人別成績に関する情報提供の申出については、第 1 次試験・選考の際、解答用紙（アンケート用紙）に希望の有無をマークしていただきます。

※試験・選考当日は、交通機関の運行に遅延・中止（見合わせ）等が発生することもありますので、試験・選考会場までの経路を複数確認しておくとともに、時間に余裕をもって試験・選考会場に到着できるようにしてください。

※身体上の理由等により自動車等による試験・選考会場への来場が必要な場合は、申し込む際に必ず特別区人事委員会事務局任用課へ連絡してください。

6 採用の方法及び時期

1 級 職



①最終合格者は、試験区分別の採用候補者名簿に高点順に登載されます。

②特別区人事委員会は、原則として採用候補者の経験及び希望区を考慮し、特別区等へ高点順に提示します。なお、希望者の集中等の状況によっては、希望どおりに提示できない場合があります。

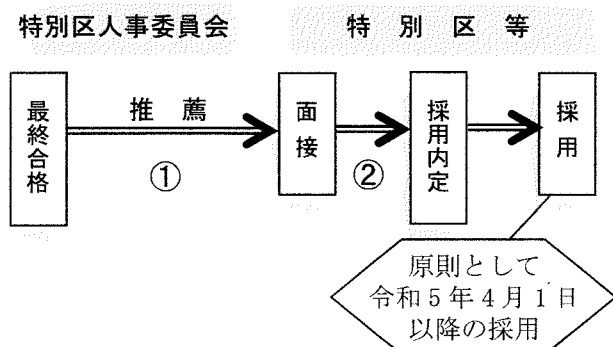
③提示を受けた特別区等は、面接を行い、その結果に基づいて採用候補者に内定を出します。また、採用候補者には、業務従事歴の確認のため、「職歴証明書」等を提出していただきます。

④提示された特別区等で不選択になった場合は、欠員状況に応じて、再び他の特別区等へ提示します。ただし、欠員状況によっては提示されず、その結果採用されない場合もあります。

なお、名簿の有効期間は原則 1 年間です。

●申込内容等の記載事項に虚偽がある場合又は受験資格として必要な資格・免許及び業務従事歴の確認ができなかった場合は、採用候補者名簿から削除されることがあります。

2 級 職（主任）・3 級 職（係長級）



①特別区人事委員会は、最終合格決定後、原則として合格者の経験及び希望区等を考慮し、特別区等へ推薦します。なお、希望者の集中等の状況によっては、希望どおりに推薦できない場合があります。

②推薦を受けた特別区等は、面接を行い、その結果に基づいて合格者に内定を出します。また、合格者には、業務従事歴の確認のため、「職歴証明書」等を提出していただきます。

●申込内容等の記載事項に虚偽がある場合又は受験資格として必要な資格・免許及び業務従事歴の確認ができなかった場合は、採用の内定が取り消されることがあります。

7 受験手続

(1) 申込方法

インターネット申込みにより、時間に余裕をもって申し込んでください。

申込受付期間	6月23日（木）午前10時から7月14日（木）午後5時まで【受信有効】
申込URL	https://www.union.tokyo23city.lg.jp/jinji/jinjiinkaitop/

- ◆上記URL（ホームページ）へアクセスし、画面の指示に従ってすべての必要事項を正しく入力し、受付期間中に送信してください。
- ◆**申込みの際に設定されたID及び設定したパスワードは受験票のダウンロードに必要となりますので、必ず控えをとって保管してください。パスワード等の照会は、理由を問わず応じられません。**
- ◆受験票を印刷する必要があります（下記(2)参照）。
- ◆申込登録の際に入力した内容は、提示及び推薦の際に特別区等へ提供します。
- ◆申込内容の修正や入力内容についての問合せには応じられないため、入力内容に誤りがないか確認し、申込登録完了画面は必ず印刷及び保存してください。
- ◆システム障害対応のために申込受付期間中にシステムを停止する場合や、使用している機器や通信回線上の障害等が発生した場合のトラブルについては、一切責任を負いません。
- ◆インターネットでの申込みができない場合は、特別区人事委員会事務局任用課へ連絡してください。

※注意事項

- ◆重複申込みは、受信の早いもののみ受理します。
- ◆受験資格の審査を行うため、連絡する場合があります。
- ◆第1次試験・選考において、点字による受験を希望する場合（「事務」に限る。）は、申込画面の所定欄に必ずチェックするとともに、申し込む際に必ず特別区人事委員会事務局任用課へ連絡してください。申込画面の所定欄にチェックがない場合及び任用課への連絡がない場合は、点字による受験は認めません。
- ◆車いす又は補装具の使用等、試験・選考の際に身体的配慮が必要な場合は、試験・選考会場準備のため、申し込む際に必ず特別区人事委員会事務局任用課へ連絡してください。

(2) 受験票の交付

受験票の送信日	8月10日（水） 午前10時以降
---------	------------------

- ◆上記日時に受験票発行通知メールを送信します。メール受信後に、受験票をダウンロード・印刷してください。
- ◆受験票に必要事項を記入し、写真1枚（最近3ヵ月以内に撮影したもの（タテ4cm×ヨコ3cm）、上半身、脱帽、正面向き、背景無地）を必ず貼付のうえ、試験・選考当日に会場へ持参してください。
- ◆8月10日（水）中に受験票発行通知メールが届かない場合は、8月12日（金）午前10時以降にホームページからダウンロード可能となりますので、受験票をダウンロード・印刷してください。
※プリンターをお持ちでない場合は、印刷機器がある施設（学校等）や、コンビニエンスストア等のプリントサービスを利用し、印刷してください。

試験・選考の申込みをした人は必ず受験してください

特別区職員採用試験・選考は、皆さんの申込みによって試験・選考の準備が進められます。これらは、区民の方に納めていただく税金を使って行われるものです。貴重な税金を有効に活用するためにも、**試験・選考の申込みをした人は必ず受験してください。**

8 勤務条件

(1) 初任給等

採用区分	初任給
1 級職	約 249,300 円
2 級職（主任）	約 297,900 円
3 級職（係長級）	約 356,700 円

◆この初任給は令和4年4月1日現在の給料月額に地域手当を加えたものです。採用前の職務経験等について、一定の基準により加算される場合があります。

◆この初任給のほか、条例等の定めるところにより、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

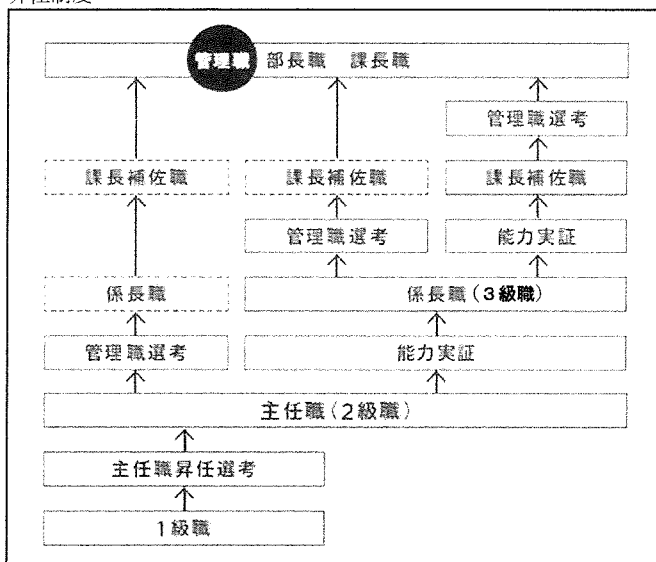
※採用前に給与改定等があった場合には、その定めるところによります。

(2) 公平な昇任制度

職員は、能力主義に基づき公平に昇任します。学歴等によらず、「やる気があれば道が開ける」、チャレンジする職員に開かれた昇任制度が用意されています。

※勤務時間等のその他の勤務条件は、ホームページ上のパンフレット等に掲載しています。

昇任制度



参考 特別区等一覧表

区名等	本庁所在地	職員数(名)	URL
千代田区	千代田区九段南1-2-1	1,167	https://www.city.chiyoda.lg.jp/
中央区	中央区築地1-1-1	1,628	https://www.city.chuo.lg.jp/
港区	港区芝公園1-5-25	2,248	https://www.city.minato.tokyo.jp/
新宿区	新宿区歌舞伎町1-4-1	2,812	https://www.city.shinjuku.lg.jp/
文京区	文京区春日1-16-21	1,947	https://www.city.bunkyo.lg.jp/
台東区	台東区東上野4-5-6	1,908	https://www.city.taito.lg.jp/
墨田区	墨田区吾妻橋1-23-20	1,880	https://www.city.sumida.lg.jp/
江東区	江東区東陽4-11-28	2,666	https://www.city.koto.lg.jp/
品川区	品川区広町2-1-36	2,729	https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/
目黒区	目黒区上目黒2-19-15	2,048	https://www.city.meguro.tokyo.jp/
大田区	大田区蒲田5-13-14	4,279	https://www.city.ota.tokyo.jp/
世田谷区	世田谷区世田谷4-21-27	5,507	https://www.city.setagaya.lg.jp/
渋谷区	渋谷区宇田川町1-1	2,019	https://www.city.shibuya.tokyo.jp/
中野区	中野区中野4-8-1	2,085	https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/
杉並区	杉並区阿佐谷南1-15-1	3,506	https://www.city.suginami.tokyo.jp/
豊島区	豊島区南池袋2-45-1	1,996	https://www.city.toshima.lg.jp/
北区	北区王子本町1-15-22	2,779	https://www.city.kita.tokyo.jp/
荒川区	荒川区荒川2-2-3	1,815	https://www.city.arakawa.tokyo.jp/
板橋区	板橋区板橋2-66-1	3,682	https://www.city.itabashi.tokyo.jp/
練馬区	練馬区豊玉北6-12-1	4,466	https://www.city.nerima.tokyo.jp/
足立区	足立区中央本町1-17-1	3,465	https://www.city.adachi.tokyo.jp/
葛飾区	葛飾区立石5-13-1	2,988	https://www.city.katsushika.lg.jp/
江戸川区	江戸川区中央1-4-1	3,776	https://www.city.edogawa.tokyo.jp/top.html
特別区人事・厚生事務組合	千代田区飯田橋3-5-1	262	https://www.union.tokyo23city.lg.jp/index.html
特別区競馬組合	品川区勝島2-1-2	83	https://www.tokyocitykeiba.com/
東京二十三区清掃一部事務組合	千代田区飯田橋3-5-1	1,151	https://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/

* 職員数は、令和4年1月1日現在のものです。

* 東京二十三区清掃一部事務組合の主な勤務先は、本庁及び23区内の各清掃工場等です。

* 就業場所は、原則敷地内禁煙です。

●よくある質問

特に問合せの多い質問を掲載しています。その他のQ & Aについては、ホームページに掲載しています。問合せの際には必ず事前にホームページもご確認ください。

【業務従事歴の取扱いについて】

Q1 業務従事歴において、複数の経験を通算する場合、月単位、日単位の端数の取扱いはどうになりますか。

A1 満1年以上の従事歴を合算し、1月末満の端数は切り捨てます。この場合、30日をもって1月とします。

(例) 2級職(主任):【A社】4年+【B社】3年1ヵ月+【C社】11ヵ月

→C社の11ヵ月は1年に満たないため通算対象ではない

⇒7年1ヵ月となり、受験資格なし

※「事務」「土木造園(土木)」「建築」「機械」「電気」「福祉」の試験・選考区分の1級職は、1つの民間企業等での継続した経験のみを対象とします。複数の民間企業等での経験は通算しません。

「児童福祉」「児童指導」「児童心理」の試験・選考区分は、すべての採用区分(「1級職」「2級職(主任)」「3級職(係長級)」において、1年以上の期間を通算できます。

Q2 週の勤務日数が3日や4日の場合がありますが、業務従事歴に該当しますか。

A2 正規の勤務時間が週29時間以上であれば業務従事歴に該当します。

在宅勤務についても、就業規則等に定められた勤務時間が週29時間以上であれば該当します。

Q3 裁量労働制で就業した場合の勤務時間の取扱いはどうになりますか。

A3 労使協定等の労使合意で決められたみなし労働時間が週29時間以上であれば、その従事期間は業務従事歴に該当します。

Q4 就業規則や雇用契約書類には、1週間あたりの勤務時間数が記載されていません。どのように判断すればいいですか。

A4 1日の始業及び終業の時刻、休日、休憩時間等についての定めから、1年を52週として下記の計算方法で1週間あたりの勤務時間数を算出します。

(計算方法)

1日あたりの勤務時間数 × 年間勤務日数 ÷ 52週(小数点以下第一位を四捨五入)

(例) 1日あたり7時間45分勤務、1月あたり16日勤務の場合

7時間45分×16日×12ヵ月÷52=28.6153…時間

→小数点以下第一位を四捨五入により、29時間

⇒1週間あたりの勤務時間が29時間以上のため、業務従事歴に該当します。

Q5 変形労働時間制で勤務していたため、週によっては勤務時間が29時間に満たない場合がありますが、この場合は業務従事歴に該当しますか。

A5 就業規則等で1週間あたりの平均勤務時間数が定まっている場合は、それをもって判断します。就業規則等で判断ができない場合は、変形勤務の対象期間を通じて勤務時間が週平均29時間以上であれば業務従事歴に該当します。

(就業規則等で判断できない場合の計算方法)

対象期間中の1日あたりの勤務時間数 × 対象期間中に勤務した日数 ÷

対象期間の暦日数 7

小数点以下
←第一位を
四捨五入

(例) 1年単位の変形労働時間制(対象期間1年、365日)で1日あたり7時間45分勤務、対象期間中の勤務日数が190日の場合(365日÷7=52.1428週→小数点以下第一位を四捨五入し、1年を52週とする。)

7時間45分×190日÷52=28.3173…時間

→小数点以下第一位を四捨五入により、28時間

⇒対象期間(1年間)の週平均勤務時間が29時間未満のため、業務従事歴に該当しない。

Q6 勤務していた会社が合併により別会社となり、雇用主が変わった場合は、継続した期間とみなされますか。

A6 労働契約が合併後の会社に承継されている場合は、継続した期間とみなします。

Q7 育児等の休業を取得した後、復職した場合の休業期間は業務従事歴に該当しますか。

A7 育児休業や病気休職等の休業期間は、休業後に引き続き同一企業等に復職した場合に限り、業務従事歴に該当します。

【契約社員、派遣社員及び非常勤として勤務した期間の業務従事歴について】

Q8 契約社員として同一企業で1年間の契約を1回更新して2年間働き、その後正社員として2年間働きました。この場合は「継続した4年」に該当しますか。

A8 同一企業で、1日も間を空けずに雇用関係が継続していれば、雇用形態が変わっても継続した期間とみなします。

(例1) 【A社契約社員】1年(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

【A社契約社員】1年(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

【A社正社員】2年(令和3年4月1日～令和5年3月31日)

⇒同一企業で1日も間を空けずに雇用関係が継続しているので「継続した期間」とみなします。

(例2) 【A社契約社員】2年(平成31年3月26日～令和3年3月25日)

【A社正社員】2年(令和3年4月1日～令和5年3月31日)

⇒契約社員の期間と正社員としての期間の間が1日以上空いているため、「継続した期間」とはみなしません。

Q9 同一企業で4年間契約社員として働いていますが、1年ごとの契約更新で、週あたりの勤務時間数が毎年異なります。この場合はどのように判断すればいいですか。

A9 各雇用契約単位で業務従事歴に該当するか否か(週29時間以上か否か)を判断します。

(例) 1年目: 週30時間…○

2年目: 週35時間…○

3年目: 週28時間…×

4年目: 週29時間…○

⇒3年目が週29時間以上でないため、業務従事歴に該当せず、継続した4年とはみなしません。

Q10 派遣社員としての就労期間は業務従事歴に該当しますか。

A10 週29時間以上の勤務形態であれば該当します。

なお、1級職は、1つの民間企業等での継続した4年以上の経験のみを対象とします。

2級職(主任)及び3級職(係長級)は、1年以上の期間について、複数の民間企業等での経験を通算できます。ただし、そのうち1ヵ所は、継続した4年以上の経験が必要です。

※「児童福祉」「児童指導」「児童心理」の試験・選考区分は、すべての採用区分(「1級職」「2級職(主任)」「3級職(係長級)」において、1年以上の期間を通算できます。継続した4年以上の経験は必要ありません。

Q11 人材派遣会社に登録してA社に派遣され、派遣期間終了後に引き続きA社に正規雇用された場合、継続した期間とみなされますか。

A11 派遣期間と正規雇用期間を継続した期間とみなします。ただし、それぞれの採用区分に応じた業務従事歴が必要です。

Q12 入社時は非常勤として採用され、その後同社に常勤の正社員として採用された場合の従事歴はどのように算定しますか。

A12 雇用形態を問わず週29時間以上勤務した場合は、継続した期間として算定します。

【「事務」以外の試験・選考区分における業務従事歴の取扱いについて】

Q13 「事務」以外の試験・選考区分について、自分の職務経験が「試験・選考区分に関連した業務」にあたるかわかりません。

A13 3～5ページの各試験・選考区分の欄を参照してください。

なお、ホームページにもQ&Aを掲載していますので、ご覧ください。

【児童相談所等での経験を求める採用試験・選考について】

Q14 「福祉」「児童福祉」「児童指導」の試験・選考区分の違いを教えてください。

A14 採用時に想定される主な職務内容(2ページ)や、受験資格(2～5ページ)、試験・選考内容(6ページ)等が異なります。ただし、いずれの試験・選考区分も福祉職として採用されます。採用後の人事異動によっては、「福祉」の試験・選考区分で採用された人が「児童福祉」「児童指導」の主な職務内容に従事することや、「児童福祉」「児童指導」の試験・選考区分で採用された人が「福祉」の主な職務内容に従事する可能性もあります。

Q15 「福祉」「児童福祉」「児童指導」の試験・選考区分は、それぞれ併願できますか。

A15 すべての採用区分、試験・選考区分において、重複して申し込むことはできません。重複申込みがあった場合は、採用区分、試験・選考区分に関わらず、受信の早いもののみ受理します。

いかなる理由においても申込み後の変更はできませんので、ご注意ください。

●令和2年度・令和3年度 経験者採用試験・選考 実施状況

採用区分	試験・選考区分	令和2年度				令和3年度			
		採用予定数	受験者数	最終合格者数	合格倍率	採用予定数	受験者数	最終合格者数	合格倍率
1級職	事務	113名程度	1,247名	155名	8.0倍	110名程度	1,302名	172名	7.6倍
	土木(土木)	13	32	17	1.9	9	35	13	2.7
	建築	15	30	20	1.5	15	35	21	1.7
	機械	7	22	9	2.4	6	19	7	2.7
	電気	7	22	9	2.4	8	24	11	2.2
	福祉	22	60	28	2.1	14	51	27	1.9
	児童福祉	9	16	11	1.5	14	21	14	1.5
	児童指導	8	9	7	1.3	13	12	11	1.1
	児童心理	6	17	10	1.7	10	30	16	1.9
2級職 (主任)	事務	45	809	57	14.2	44	762	59	12.9
	土木(土木)	6	31	7	4.4	5	19	6	3.2
	建築	9	25	10	2.5	4	20	6	3.3
	福祉	17	49	23	2.1	13	42	15	2.8
	児童福祉	11	28	16	1.8	20	27	17	1.6
	児童指導	5	10	5	2.0	9	12	9	1.3
	児童心理	5	13	5	2.6	9	9	6	1.5
3級職 (係長級)	児童福祉	6	11	6	1.8	6	13	7	1.9
	児童指導	2	2	2	1.0	2	1	1	1.0
	児童心理	2	5	2	2.5	8	9	8	1.1

地方公務員法第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(注)民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。

個人情報の取扱いについて

個人情報については、特別区人事・厚生事務組合個人情報の保護に関する条例による適正管理を行っています。当人事委員会では、提出された関係書類やそれに基づき作成した資料等を厳重に管理するとともに、特別区等の採用関係機関以外の第三者には提供いたしません。また、規定の保存年限経過後には、速やかに適切な方法で廃棄しています。

注意事項

- ◆カンニング等の不正行為が発覚した場合、受験は無効とします。
- ◆新型コロナウイルス感染症対策のため、試験当日は、移動の際も含めてマスク着用や咳エチケットの徹底をお願いします。

問合せ先 特別区人事委員会事務局任用課採用係

〒102-0072 千代田区飯田橋3-5-1

【電話】 03-5210-9787(直通)

※受付時間：平日 8:30～17:15

【ホームページ】 <https://www.union.tokyo23city.lg.jp/jinji/jinjiinkaitop/>

(上記ホームページから採用試験・選考の申込みができます。

また、よくある質問と回答も掲載しています。)

【Twitter】 @23city_saiyou